

平成二十六年一月八日

青森県教育委員会第七百八十回定例会

期日 平成二十六年一月八日(水)
場所 教育庁教育委員会室

会議次第

一 開会

二 議案

議案第一号 青森県における教育の振興のための施策に関する基本的な計画について 1
議案第二号 青森県教育施策の方針案 10
議案第三号 公立専修学校設置の認可について 11

三 その他

派遣社会教育主事について 12
職員の懲戒処分の状況 13

四 委員長職務代行者選挙

五 閉会

議案第一号

青森県における教育の振興のための施策に関する基本的な計画について

教育基本法（平成十八年法律第二百十号）第十七条第二項の規定に基づく地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を次のとおりとする。

青森県教育振興基本計画

【平成26年度～平成30年度】

I 2030年における青森県のめざす姿

● 夢や志の実現に向かって挑戦する青森県民

青森県の子どもは、郷土に誇りを持ち、学ぶ意義を自覚し、基礎的な学力や体力、自主性や社会性を身に付けています。

また、多様性※を尊重する心を持ち、語学力やコミュニケーション能力を磨きながら、夢や志の実現に向かって挑戦し、国内外で活躍するなど、新しい時代を主体的に切り拓く人財として成長しています。

※多様性：国籍、人種、民族、性別、年齢、障害の有無など様々な違いのある人々や社会が存在することです。

● 社会全体で育む「生きる力※」

青森県では、安全・安心な教育環境の中で、社会の変化に即した子どもたち一人ひとりの個性と能力を伸ばす教育活動が行われています。

また、保育所や幼稚園・小学校・中学校・高等学校・大学といった関係機関相互の「縦の連携」と学校、家庭、地域の「横の連携」が強化され、社会全体で子どもたちの「生きる力」が育まれています。

※生きる力：これからの社会に必要となる、自ら学び自ら考える力などの「確かな学力」、他人を思いやる心などの「豊かな人間性」、たくましく生きるための「健康と体力」、これらの調和のとれた力のことです。

[めざす理由]

グローバル化など変化が激しい社会環境の中で、ふるさとにいても、また、ふるさとの地を遠く離れていても、ふるさとを思い、愛する気持ちを礎として、気概を持って立ち向かっていく人財を育てることが、本県発展の原動力となり、持続可能な青森県づくりにつながるのです。

● 人が育ち、磨かれ、活躍する青森県

青森県では、若者や女性などの人財が、地域の魅力を理解し、地域の資源を生かした生業づくりや地域づくりに取り組むリーダーとして切磋琢磨しながら活躍しています。

また、青森県では、県内の人財と国内外の人財をつなぎ、協働を進める核となる人財が活躍しています。

[めざす理由]

人口減少が進む中、各分野の未来を担う人財の活躍を推進することが、本県の活性化には必要です。

● **生きがいを感じ、心豊かに暮らせる地域**

青森県では、多様な生き方、働き方を選択できる地域になっています。

また、県民は、余暇を利用した学習活動やボランティア活動などに積極的に取り組み、地域と関わる活動を通して、誰もが生きがいを感じながら心豊かに暮らしています。

[めざす理由]

県民が、多様な生き方、働き方を選択できることで、学びたい時に学ぶことができ、ボランティア活動などの地域活動にも参加しやすくなるほか、家庭においては、子育て期や中高年期といった人生の各段階に応じた様々なライフスタイルを選択できるようになるのです。

● **歴史・文化が息づく青森県**

県民は、郷土の歴史・文化に対する誇りや高い意識を持っています。

また、青森県では、芸術文化に触れる機会が増えており、郷土の伝統文化や歴史的な文化遺産が県民共通の財産として継承されています。

さらに、三内丸山遺跡に代表される縄文文化の価値が、国内外に認識されています。

[めざす理由]

県民が、郷土の歴史・文化に誇りや高い意識を持ち、様々な場面で、本県の良さを伝えることができるようになることで、県民共通の財産である歴史・文化が引き継がれていきます。

● **スポーツが盛んな青森県**

県民は子どもから高齢者まで、誰もがスポーツに親しんでいます。

また、青森県は、全国大会などで活躍する選手やスポーツ活動を支える人財などを多く輩出しています。

さらに、こうした人財が活躍し、県内外から人が集まる交流拠点となっているとともに、各地域が活性化しています。

[めざす理由]

年間を通してスポーツに親しむ環境づくりや、全国大会などで活躍できる選手の育成、スポーツを通じた地域づくりの推進などが、県民の健康で豊かな生活の実現と、地域の活性化につながります。

II 政策・施策体系

1 あおもりの未来をつくる人財の育成

- (1) 青森を理解し青森を発信できる人づくり
- (2) 一人ひとりが輝く「知・徳・体」の調和のとれた人づくり
- (3) 一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進
- (4) 安全・安心で子どもの多様な個性と能力を伸ばす教育環境の整備
- (5) 夢や志を持ち、創造力豊かなたくましい人づくり
- (6) 学校・家庭・地域が連携し社会全体で取り組む「生きる力」の育成

2 あおもりの今をつくる人財の育成

- (1) 活力ある地域づくりのための人づくり
- (2) 豊かな学びと社会参加活動の拡大

3 あおもりの今と未来をつくる文化・スポーツの振興

- (1) 歴史・文化の継承と発信
- (2) 豊かなスポーツライフの実現

III 各政策・施策

1 あおもりの未来をつくる人財の育成

「生活創造社会」を実現していくため、未来の青森県づくりの基盤となる人財の育成に取り組みます。

子どもたちが、郷土に誇りを持ち、志を抱き、これからの社会で自立するための力や国際的視野を身に付け、創造性を発揮しながら積極果敢に挑戦し、国内外で活躍できる人財として成長するように、学校、家庭、地域が一体となって取組を進めます。

(1) 青森を理解し青森を発信できる人づくり

郷土の歴史・文化の価値、自然や産業の持つ魅力を理解し、国内外に誇りを持って青森を発信できる人財の育成に取り組みます。また、世界の国や地域の文化と伝統について関心と理解を深める教育を通じて、多様性を尊重する心を育み、国際社会に貢献できる人財の育成に取り組みます。

【主な取組】

- ・ 郷土の歴史・文化、県内の産業・職業などを学ぶため、体験を重視した活動の充実に取り組みます。
- ・ 郷土の資源を活用した児童生徒の主体的な活動を推進します。
- ・ 社会教育施設を活用するなど、豊かな自然に触れる活動の充実・強化に取り組みます。
- ・ 語学指導を行う外国青年やシニア海外ボランティア経験者などの知見を活用し、コミュニケーション能力の育成を重視した外国語教育の充実と異文化理解の促進に取り組みます。
- ・ 国際的視野を育み、日本と青森の魅力などを発信できる人財の育成に取り組みます。

(2) 一人ひとりが輝く「知・徳・体」の調和のとれた人づくり

確かな学力※、豊かな心、健やかな体の調和のとれた人間性豊かな子どもを育成するため、基礎的な知識・技能やコミュニケーション能力を育むとともに、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現する力や、学習意欲の向上に取り組みます。

また、他人を思いやる心・命を大切に作る心や規範意識・倫理観の醸成、健康教育の推進、体力の向上など豊かな心と健やかな体の育成に取り組みます。

※確かな学力：基礎的・基本的な知識・技能に加え、思考力・判断力・表現力、学習意欲などを含めた幅広い学力のことです。

【主な取組】

- ・ 小・中・高等学校の連続性と発展性のある学習指導や生徒指導に取り組みます。
- ・ 少人数学級編制の実施などにより、教員が一人ひとりの子どもと向き合う時間を確保し、きめ細やかな指導の充実に取り組みます。
- ・ 児童生徒の思考力、判断力、表現力の向上を通して課題解決能力を身に付けるための取組を進めます。

- ・ 児童生徒のコミュニケーション能力と創造力の効果的な育成に取り組みます。
- ・ 医師をめざすなど将来への志を持った高校生を支援します。
- ・ 家庭や地域と連携した、いじめ、不登校、問題行動への対策・支援を充実させます。
- ・ 食育を始めとする健康教育や体育を推進します。
- ・ 命を大切にすることを育む県民運動を推進します。
- ・ 幼稚園、保育所などとの連携を図り、幼児期における教育の促進に取り組みます。

(3) 一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育※の推進

障害のある子どもたちが持てる力を最大限に発揮して自立や社会参加ができるよう、一人ひとりの特性や成長に応じた適切な指導に取り組みます。また、医療・保健・福祉・労働など関係機関とのネットワークを活用した特別支援教育に取り組みます。

※特別支援教育：これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、学習障害(LD)、注意欠陥/多動性障害(ADHD)、高機能自閉症を含めて、障害のある幼児、児童、生徒の自立や社会参加に向けて、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うものです。

【主な取組】

- ・ 通常学級に在籍する発達障害などのある児童生徒に対する指導・支援を充実させます。
- ・ 保護者及び医療・保健・福祉・労働などの関係機関との連携により、障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加に向けた職業教育や進路指導を充実させます。
- ・ 障害のある児童生徒などへの支援充実と教員の専門性向上に取り組みます。

(4) 安全・安心で子どもの多様な個性と能力を伸ばす教育環境の整備

学校施設の耐震化や、情報化に対応する教育の推進、地域間で差のない教育環境の確保など、安全・安心で子どもの個性と能力を伸ばす教育環境の充実に取り組みます。

【主な取組】

- ・ 学校における安全確保の充実や安全教育を進めます。
- ・ 私学教育の振興に取り組みます。
- ・ 学校図書や教材などの整備や学校の情報化を進めます。
- ・ キャリア教育や情報活用能力の育成を始めとする情報教育などを推進するため、教員の実践的指導力、授業力の向上を図る教員研修を充実させます。

(5) 夢や志を持ち、創造力豊かなたくましい人づくり

子どもたちが、夢や志の実現に向けて、創造力などを生かして果敢にチャレンジする人財として成長するよう、「人とのかわり」や「体験活動」を通じて、社会的・職業的自立のために必要な能力や態度を育成する地域ぐるみのキャリア教育の充実に取り組みます。

また、大学や高等専門学校など高等教育機関相互、あるいは高等学校、大学、職業教育訓練機関などの間における連携促進により人財育成機能の向上を図り、地域で活躍する人財の育成を進めます。

【主な取組】

- ・ 小学校から高等学校まで、それぞれの発達段階に応じ、社会人・職業人としての自立に向けて必要な資質・能力・態度を育成します。
- ・ 学校と家庭、地域の企業・NPOなどの関係機関と連携・協力し、キャリア教育を支援するための仕組みづくり、人づくりを進めます。
- ・ 大学との連携による高校生のキャリア形成に取り組みます。
- ・ 大学生などを対象とした専門的・実践的な技術習得を促進します。
- ・ 若年者の就業意識や起業意識の育成、県内企業などへの就職支援に取り組みます。
- ・ 専門高校※などの人財育成機能の向上のため、専門高校と大学、企業、公共職業能力開発施設などが連携した課題研究の実施や技術者の育成などに取り組みます。

※専門高校：農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報、福祉など職業に関する教育を行う高等学校のことです。

（6）学校・家庭・地域が連携し社会全体で取り組む「生きる力」の育成

家庭は全ての教育の出発点であり、親子が共に学び、育ち合う家庭教育を支援するとともに、学校・家庭・地域の様々な人々のつながりにより、社会全体で子どもの「生きる力」を育む取組を進めます。

【主な取組】

- ・ 学校・家庭・地域が連携し子どもを育む仕組みづくりを進めます。
- ・ 家庭の教育力※向上に向けた支援に取り組みます。
- ・ 異世代交流活動の促進など、子どもの放課後対策※の充実に取り組みます。
- ・ 困難を有する子ども・若者を総合的に支援する体制づくりに取り組みます。

※家庭の教育力：家庭において、基本的な生活習慣や倫理観、自立心や自制心、社会的マナーなどの基礎的な資質を育んでいく力のことです。

※子どもの放課後対策：放課後や週末などに小学校の余裕教室などを活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点を設け、地域の多様な方々の参画を得て、学習活動や体験・交流活動を推進することです。

2 あおもりの今をつくる人財の育成

人口減少や少子化、高齢化などが急激に進行する中で、本県の各地域を活性化させるため、環境変化に対応し、チャレンジする人財の育成に取り組みます。

各分野において、シニア世代が持つ知識・経験なども生かしながら、今をつくる若者や女性などのリーダーを育成します。

また、本県の人財と国内外で活躍する人財とのネットワークづくりを進め、自主的な取組の協働につなげるほか、持続的に人財を輩出する仕組みづくりに取り組みます。

さらに、県民が生きがいを感じ豊かに暮らせる環境づくりを進めます。

(1) 活力ある地域づくりのための人づくり

地域の資源を生かした観光やものづくりなどの生業（なりわい）づくりに取り組むリーダーや地域の課題解決を支える人財を育成します。

また、異業種間、異世代間、国内外の人財をつなぐ核となる人財の育成を進めます。

【主な取組】

- ・ 産学官金が一体となって、各分野の生業づくりや地域づくりをけん引するリーダーの育成に取り組みます。
- ・ 県内で活躍する人財と国内外で活躍する人財とのネットワーク化に取り組みます。
- ・ 子どもや若者が目標とできる人財の発掘・活用に取り組みます。
- ・ 県民のチャレンジ精神を育成し、創業・起業、地域活性化などの取組を促進します。
- ・ 異文化を理解し、グローバルな視野を持って国内外で活躍する人財の育成に取り組みます。
- ・ 地域中小企業や先端産業分野における技術者の育成・確保に取り組みます。
- ・ 若年者や離職者の早期就業を図るため、即戦力となる人財の育成に取り組みます。
- ・ 地域の観光産業をけん引する人財の育成に取り組みます。
- ・ 地域の活力の再生・創出を支える人財の育成に取り組みます。

(2) 豊かな学びと社会参加活動の拡大

県民の生きがいづくりや心豊かな暮らしを支えるため、県民が、学びたいときに学べる機会づくりや、その学習成果を生かしてボランティア活動やNPO活動などの地域活動に取り組める環境づくりを進めます。

【主な取組】

- ・ 大学や企業、NPOなどの関係機関と連携して多様な学びの機会を充実させるほか、学びを生かした活動の場づくりに取り組みます。
- ・ ボランティア活動やNPO活動などの促進に向けた環境整備に取り組みます。
- ・ 地域活動などにおいて、シニア世代を生かした取組を進めます。
- ・ 子どもの読書活動の推進など、ニーズを捉えた図書館サービスの充実に取り組みます。

3 あおもりの今と未来をつくる文化・スポーツの振興

本県の歴史・文化を未来へ継承していくため、その継承や情報発信の強化に取り組めます。

また、芸術文化に、より親しむ環境づくりを進めるため、芸術分野における人財の育成や子どもたちが芸術文化活動に参加する機会づくりに取り組めます。

さらに、県民の健康づくりや地域活性化の一助とするため、誰もがスポーツに親しめる環境づくりや、スポーツに携わる人財の育成などに取り組めます。

(1) 歴史・文化の継承と発信

「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録をめざす取組や県立郷土館などにおける資料の収集、保存、公開の取組などを通じて、本県の歴史・文化を国内外へ強力に発信するほか、価値ある文化財の適切な保存、伝統文化の鑑賞・体験の機会充実を図ることで、次代へと伝えます。

【主な取組】

- ・ 縄文遺跡群の世界遺産登録に係る学術的価値の浸透や縄文遺跡群一体での効果的な魅力発信に取り組めます。
- ・ 県立郷土館などによる資料の収集、保存、公開を行うとともに、県民に対する情報発信の強化に取り組めます。
- ・ 文化財の保存と県内外への情報発信に取り組めます。
- ・ 伝統文化の継承を推進するとともに、鑑賞し、体験する機会の充実に取り組めます。

(2) 豊かなスポーツライフの実現

県民が年間を通して、継続的にスポーツに取り組める環境を充実させるほか、全国大会などで活躍できる選手の育成や指導者の育成などに取り組む、県民の健康づくりやスポーツによる地域活性化を進めます。

【主な取組】

- ・ 総合型地域スポーツクラブ※の育成支援など年間を通してスポーツに親しめる環境づくり、県民の健康づくりに取り組めます。
- ・ スポーツ科学※の活用などにより競技力を向上させるとともに、指導者の育成に取り組めます。
- ・ 地域のスポーツ活動を支える人財の育成に取り組めます。
- ・ スポーツを通じた地域活性化に取り組めます。
- ・ スポーツ活動推進のための情報発信などに取り組めます。

※総合型地域スポーツクラブ：子どもから大人まで、様々なスポーツを愛好する人が、初心者からトップレベルまでそれぞれの趣向・レベルに合わせて参加できるという特徴を持ち、地域住民が自主的・主体的に運営するスポーツクラブのことです。

※スポーツ科学：スポーツを研究対象とする科学の総称。本県では、スポーツ科学を活用した競技力向上などを目的に青森県スポーツ科学センターを開設し、専門的な測定機器による体力測定やスポーツ活動における動作の分析、スポーツ傷害から回復させるリハビリテーションなどの各種コンテンツの提供などを行っています。

議案第二号

青森県教育施策の方針案

青森県教育施策の方針を次のとおり定める。

記

青森県教育施策の方針

青森県教育委員会は、郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓ひらく人づくりを目指します。このため、

夢や志の実現に向け、知・徳・体を育む学校教育

学びを生かし、つながりをつくり出す社会教育

次代へ伝える、かけがえのない文化財の保存・活用

活力、健康、感動を生み出すスポーツ

を、市町村教育委員会、家庭や地域社会との連携を図りながら推進します。

平成 年 月 日決定

議案第三号

公立専修学校設置の認可について

青森市から認可申請のあった公立専修学校の設置については、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二百三十条第一項の規定により次のとおり認可する。

名称	位 置	開設の時期
青森市立高等看護学院	青森市勝田一丁目十六番十六号	平成二十六年四月一日

派遣社会教育主事について

1 現状

(1) 市町村の社会教育の活性化、学校教育と社会教育との連携推進等を目的として、昭和43年度から、希望する町村教育委員会等に社会教育主事を派遣。これにより、町村での生涯学習・社会教育推進体制が充実するとともに、町村職員の学校と地域の連携に対する理解が促進。

(2) 一方で、急激な社会の変化に伴う社会教育行政が抱える課題への新たな対応が求められており、社会教育推進体制の再構築が必要。

- 人のつながりの希薄化など、地域コミュニティの変質への対応
 - NPOや民間団体等、多様な主体による社会教育事業の展開への対応
 - 関係機関との連携のコーディネートなど、社会教育の専門的職員の役割の変化への対応
- (第6期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理(平成25年1月)より)

2 今後の方針

①派遣社会教育主事の廃止

②新たな市町村支援策の実施

市町村任用の社会教育主事の専門性向上・経験の継承を支援

全市町村を対象とした広域的支援

(主に総合社会教育センターが担当)

- 社会教育主事を対象とした専門研修の実施
- 社会教育主事講習の受講支援

各市町村の求めに応じた個別的支援

(主に教育事務所が担当)

- 学校と地域の連携推進に係る積極的な指導、助言
- 情報提供体制の強化

引き続き、県と市町村が連携して、生涯学習・社会教育の推進を図っていく

[その他]

職員の懲戒処分の状況

平成26年1月（平成25年12月1日～12月31日分）

青森県教育委員会

- 事案1 ①被処分者 上北地域市部以外の中学校 教諭（34歳 女性）
②事件の概要等 人身事故（治療期間が15日未満）
・平成25年10月14日（月・祝）午後2時頃
・八戸市内の県道
・自動車を運転中、前方を走行していた車が停止したことに気付くのが遅れ、追突したもの。
・事故の相手方（男性1名 約1週間の加療）
③処分内容 減給1月
④処分年月日 平成25年12月13日
⑤その他 平成24年9月19日及び25年8月21日に速度超過を起こしていることから量定を加重。
- 事案2 ①被処分者 中南地域の高等学校 教諭（51歳 男性）
②事件の概要等 人身事故（治療期間が30日以上3月未満）
・平成25年3月30日（土）午後1時55分頃
・弘前市内の県道
・自動車を運転中、対向車線側にある建物前に車を止めようと、信号のある交差点でUターンしたが曲がり切れず後進したところ、後続車と衝突した
もの。
・事故の相手方（女性1名 約2ヶ月の加療）
③処分内容 戒告
④処分年月日 平成25年12月24日
- 事案3 ①被処分者 下北地域むつ市の小学校 教諭（53歳 女性）
②事件の概要等 体罰
・平成25年9月の授業中、授業に集中して取り組ませたいとの思いから児童4名の頬や手を複数回つねったもの。
・うち児童1名が負傷した。
③処分内容 戒告
④処分年月日 平成25年12月19日

